**承諾書に関する参考事例**（京都宅建協会）

　①平成２３年４月　　　　位置指定道路

　　伏見区深草西伊達町

　　　上記の場所で分譲用地の購入の商談がありましたが、接面している位置指定道路を

所有している宅建業者Ａから承諾書押印がもらえず購入を断念。結局Ａが所有者より

当社提示額より低い価格で購入。

　②平成２２年１月　　　　位置指定道路

　　左京区岩倉花園町

　　　当社購入の分譲地の進入道路を所有している（持分所有）宅建業者より承諾書押印

　　代として過大な金額を要求された。当初、下水道局は押印は不要との見解だったが、

上記宅建業者の追及により必要と判断をひるがえした。

　③平成２１年６月　　　　２項道路

　　右京区太秦蜂岡町１１（地権者１名）

　　　戸建分譲住宅６区画の事業に際し、「上下水道及びガス管の引込工事」に伴う「私道

所有者の掘削同意書」を取得した。所有者が宗教法人であったため、交渉等に時間・

労力を費やした。

　④平成２１年１０月　　　位置指定

　　右京区常盤柏ノ木町１２－５、１２－２４

　　　２名の方に承諾書（水道管接続）請求した。両名からは金銭の要求はありませんが

　　該当地から南に約１００ｍ埋設費用を５００万円水道業者に支払った。ここは、下水

　　とガス管は埋設されていたが、水道だけは埋設されていなかった。

　⑤平成２３年６月３日　　２項道路（私有）

　　下京区七条御所ノ内本町６４

　　　同地と同６５番地との一部を各々供出して私有道路（認定済）となっている。これ

　　に水道等の配管工事をするので、合意書を取り交わした。

　⑥平成２０年１２月　　　道路位置指定

　　右京区梅津阪本町２１－５１

　　　物件の前面道路の一部が私道で、その所有者がこの一帯を開発した業者で、３０万

　　円の承諾料を要求された。

　⑦平成２３年５月　　　　４２条２項道路

　　北区等持院南町３６－６

　　　物件の前面道路の所有者の承諾の印鑑をもらうため、何回も足を運んだが、もらえ

　　ず、その度に手土産を持って行きました。

　⑧契約日平成２２年１月１６日　４２条１項２号：開発道路（登記上は公衆道路）

　　左京区静市市原１０８１－６２

　　　前面道路は開発道路６ｍ、所有者は開発業者平成９年７月３日に破産宣告を受け、管財人がすでに清算し、解散しておりました。ガス・上水道において名義人の印を要求。特にガスにおいては印なくては引けないとのこと。困り果て弁護士に相談。はじめから管財人を立てやり直しが必要とのこと。お金もかかるし売却もできないし、困り果てました。何とか本人を探し出し、少しの費用にて個人の印を押してもらいました。（３年かかりました。）

　⑨平成２３年２月頃　　　公衆用道路６ｍ幅

　　宇治市神明石塚５４－９６

　　　宇治市下水道局（水道局）が都市下水路を設置するので試験掘りをしたいと申し入れたが、断られたと言っていました。

　⑩平成２３年２月　　　　畑（現況道路６ｍ幅）

　　宇治市神明石塚５４－７６

　　　⑨の続きの私所有の道路でしたが、４月に市に寄付しました。

　⑪平成１６年１０月３０日　位置指定　Ｓ４４.５.１０　№１１５９

　　宇治市小倉町南堀池１６３－４１

　　　上記所在地で新築分譲した時、前面道路が㈱大和開発の名義のため、電話にて、水道、ガス掘削承諾印をもらうための依頼をし、郵送にて承諾書を送り承諾印をもらいました。費用は取りませんでしたが日数がかかりました。

　⑫平成２２年１０月初旬　位置指定道路

　　宇治市槇島町一丁目１２－３

　　　協会に入っている業者が押印しない。

　⑬平成１８年４月　　　　位置指定道路

　　山科区西野山鴨井町３８－１８

　　　浄化槽より下水管への接続につき、私道の掘削（個人所有）の不承諾により接続

　　できなかった。

　⑭平成２２年２月　　　　認定道路向島３６号線

　　伏見区西柳町５４９－１

　　　賃貸マンション建設に伴い、上水引き込みの申請をすると、行政側より道路管理者と称する地元住民の許可を求められた。許可を取りに行くと、１室当り３６万円（上水１０万、下水１０万、ガス８万、電気８万）要求された。

　⑮平成２３年２月１０日　　位置指定道路

　　南区西九条東御幸田町２１－１

　　　位置指定道路に接する土地の掘削承諾を得るのに、共有所有者４名のハンコが必要でしたが、１名が遠方であったり、説明会を開いたり、留守がちだったり、何度も足を運び、２ヶ月かかって承諾書を得た。そのため、物件の売買期日の延期しましたが

　　できれば、この慣例の撤廃を求めます。